

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
KX-010	超小型衛星の運用（その2）	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和10年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）

3. 入札日時 令和7年12月2日（火）（11:15）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を 令和7年 11月 18日（火） 18:00 までに提出しなければならない。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応

札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、
「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 11月 28日（金）
までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小
企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼
添付ファイル : 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線20824

別紙

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 防衛省が取得又は保有中の衛星における衛星軌道位置及び周波数権益について、国際電気通信連合の無線通信規則に規定される国際周波数調整の経験を有していること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

b) 提出部数

各 1 部

c) 提出期限

令和 7 年 1 月 18 日（火）まで

d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の 17 時 15 分までとする。

仕様書

調達要求番号：			
品 名	超小型衛星の運用（その2）	仕様書番号	-
		作成年月日	令和7年9月29日
		作成部課名	防衛政策局戦略企画参事官

1. 総則

1. 1 適用範囲

この仕様書は、超小型衛星の運用（その2）（以下「本事業」という）を行うために必要な事項を規定する。

1. 2 用語及び定義

この仕様書で使用する用語及び定義は、表1のとおりとする。

表1 用語及び定義

番号	用語	定義
1	超小型衛星	一般に超小型衛星は質量100kg以下の衛星を指すが、本事業では「超小型衛星に関する調査研究」及び「超小型衛星に関する調査研究（その2）」で設計・製造する3Uサイズのキューブサット=1辺30cm×10cm×10cmの衛星のことをいう。

1. 3 引用文書等

この仕様書に引用する以下の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。引用文書等に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、法令等を除き、この仕様書に定める内容を優先する。

1. 3. 1 法令等

- a) 電波法（昭和25年法律第131号）
- b) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）
- c) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- d) 国際電気通信連合 無線通信規則（以下「無線通信規則」という。）

1. 3. 2 仕様書等

- a) KX-069 超小型衛星に関する調査研究
- b) KX-017 超小型衛星に関する調査研究（その2）

1. 3. 3 その他

- a) 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）（防
防調第4608号（19.4.27））
- b) JEMペイロードアコモデーションハンドブック - Vol. 8 - 超小型衛星放出インターフェ
ース管理仕様書（2013年1月宇宙航空研究開発機構。以下「超小型衛星放出イン
タフェース管理仕様書」という）

1. 4 契約相手方の条件

契約相手方は、本事業の実施に当たって次の体制を確保していること。

- a) 防衛省が取得又は保有中の衛星における衛星軌道位置及び周波数権益について、国際
電気通信連合の無線通信規則に規定される国際周波数調整の経験を有していること。
- b) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に
行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- c) 業務従事者が前記に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる
経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）等を有すること
- d) 業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる
態勢にあること

1. 5 概要

令和5年度及び令和6年度の以下契約にて製造された「超小型衛星」1機の運用に必要
な国際周波数調整手続きを行う。

品名：「超小型衛星に関する調査研究」

品名：「超小型衛星に関する調査研究（その2）」

2. 役務に関する要求

2. 1 全般的な要求事項等

本事業は、宇宙空間が戦闘領域化していく中で、防衛省・自衛隊の宇宙領域把握（SD
A）能力等を強化するための手段の一つとして、超小型衛星を実際に運用し、今後の活用
可能性について検討するものである。契約相手方は、超高解像度カメラを搭載した超小型
衛星の運用に必要な国際周波数調整手続きを実施する。

2. 2 事業計画

契約相手方は、全体のプロセスについて官側と調整し、全体のプロセスを踏まえた上で本事業の事業計画を策定し、実施計画書を提出すること。なお実施計画書には、作業項目、実施体制、スケジュール、実施要領を記すこと。

2. 3 衛星運用

2. 3. 1 無線通信規則に規定する国際周波数調整手続き

超小型衛星放出インターフェース管理仕様書に基づき実施される国際周波数調整及び周波数登録に必要な資料の作成を行うこと。また、その資料の提出に際して必要な総務省との調整を行うこと。また、必要に応じて他国との国際周波数調整を行うこと。これらに際して必要な超小型衛星の設計及び運用に関する情報は、官側から提供するものとする。

2. 3. 2 官民調整会の実施

契約相手方は、官側と調整し隔月を基準として官民調整会を開催し、進捗状況の報告を行うこと。契約相手方にてあらかじめ作成する進捗状況報告書を基に官側と確認を行うこと。官民調整会実施後は議事録の作成を行い、進捗状況報告書とともに官へ提出すること。官民調整会の実施に係る細部については、官と調整するものとする。

2. 3. 3 作業報告書の作成

契約相手方は、国際周波数調整に必要な手続きや手続き結果等を記載した作業報告書を作成すること。

3. その他指示

3. 1 提出書類

契約相手方は、表2に示す提出書類を官側に提出するものとする。なお、ドキュメントの納入は、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子媒体（CD-R または DVD-R）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。

表2 提出書類

名称	数量	提出場所	提出時期	備考
実施計画書	1部	戦略企画 参事官	契約締結後速やかに	
業務従事者名簿			契約締結後速やかに	
進捗状況報告書			官民調整会後速やかに	
官民調整会議事録			官民調整会後速やかに	

- a) 本文中に引用した引用文献等については、その典拠を注のかたちで示すものとする。なお、引用しなかった参考文献等については、参考文献リストとして掲載するものとする。また、これらの表記の方法については、国際安全保障学会の執筆要綱に準拠するものとする。
- b) 不正競争防止等に基づく社外秘等を含む場合は同法等に基づき表示するものとする。

3. 2 納入品

契約相手方は、表3に示す納品物を納入するものとする。なお、ドキュメントの納入は、市販ソフトウェアで閲覧編集可能な形式で電子媒体（CD-RまたはDVD-R）又は官が指定するメールアドレスに電子メールにて提出するものとする。

表3 納入品

品名	数量	納入場所	納入時期	備考
作業報告書	1部	戦略企画参事官	令和10年3月31日	

3. 3 貸付文書

契約相手方は、必要とする資料がある場合、防衛政策局戦略企画参事官と調整の上、無償で貸付を受け、又は閲覧することができる。

3. 4 官側の支援

契約相手方は、この契約を履行するにあたり、官側と協議の上、無償で次の支援を受けることができる。

- a) 衛星製造業者や衛星打上げ業者等との調整
b) 官側が保有する施設、設備及び文書等
c) その他官側が必要と認めた事項

3. 5 役務期間

契約締結日～令和10年3月31日

3. 6 監督・検査

契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。

3. 7 その他

- a) 契約相手方は、不可抗力以外で官側の設備及び器材等に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。

- b) 官側は、本役務中に発生した事故等について、官の責に帰する場合を除き、一切の責任を負わないものとする。
- c) 契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、速やかに官側と協議するものとする
- d) 調達物品等が、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日変更閣議決定）」の基準を満たすものであること。
ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

適合条件

1. 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

- a) 防衛省が取得又は保有中の衛星における衛星軌道位置及び周波数権益について、国際電気通信連合の無線通信規則に規定される国際周波数調整の経験を有していること。

2. 提出書類

提出書類の形式等については以下のとおりとする。

a) 書類の形式

1の条件を満たすことが客観的に示されているものであり、形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示するとともに、社印を押印のうえで綴るものとする。

b) 提出部数

各1部

c) 提出期限

令和7年11月18日（火）まで

d) 虚偽がないものとする。

e) 書類提出後、官側から細部補足資料等及び社内監査を求める場合がある。

f) 提出書類に関する問い合わせは、提出期限の前日（前日が土日祝の場合は前営業日）の17時15分までとする。